

平成16年3月9日

特定非営利活動法人
化学物質過敏症支援センター事務局長 様

広島県福祉保健部長
〔730-8511 広島市中区基町10-52
管理総室企画管理室〕



保健所についての要望書について（回答）

2004年1月19日付けで要望のあったことについて、別紙のとおり回答します。

担当：企画管理室 小池
電話：082-513-3030

本県では、シックハウス症候群等に対する施策として、次のとおり相談対応、広報啓発、公共施設の禁煙・分煙化等を推進するとともに、関係機関の連携を図っております。

また、健康診断につきましては、市町村が実施しておりますが、化学物質過敏症やシックハウス症候群等の罹患への配慮など受診者の個別性に対応した内容となるよう、保健所を通じ実施機関への啓発に努めるなど、御要望の趣旨も踏まえ、今後も、実情を十分に把握しながら、対策の推進に努めて参ります。

なお、身近な医療機関における受診につきましては、新たな医師臨床研修制度において、プライマリーケアの基本的診療能力の習得を目的として、免疫・アレルギー疾患や物質・化学的因子による疾患についても経験が求められていることから、今後は状況が改善するものと考えております。

〔相談対応〕

保健所、県庁薬務室及び消費生活室を窓口として、シックハウス症候群等に関する県民からの相談に対応している。

〔広報啓発〕

室内空気汚染による健康被害の予防と軽減を図るため、県のホームページに関係コーナーを開設し、関係職員も含め、県民に対する情報提供と啓発に努めている。

また、保健所の担当職員に対しては、必要に応じ「シックハウス対策研修会」を実施している。

〔公共施設の禁煙・分煙化〕

県の健康増進計画「健康ひろしま 21」において、禁煙・分煙を行う公共の場を増加させることを目標に掲げ、取組みを推進している。

〔生活保護〕

就労困難な場合の生活保護手続きについては、申請に基づき、医師の意見も踏まえた上で、適切な保護の要否判定を行っている。

〔関係機関の連携〕

土木建築部局や教育委員会など12の関係機関で構成する連絡会議を開催し、情報交換等を行っている。

本県では、シックハウス症候群等に対する施策として、次のとおり相談対応、広報啓発、公共施設の禁煙・分煙化等を推進するとともに、関係機関の連携を図っております。

また、健康診断につきましては、市町村が実施しておりますが、化学物質過敏症やシックハウス症候群等の罹患への配慮など受診者の個別性に対応した内容となるよう、保健所を通じ実施機関への啓発に努めるなど、御要望の趣旨も踏まえ、今後も、実情を十分に把握しながら、対策の推進に努めて参ります。

なお、身近な医療機関における受診につきましては、新たな医師臨床研修制度において、プライマリーケアの基本的診療能力の習得を目的として、免疫・アレルギー疾患や物質・化学的因子による疾患についても経験が求められていることから、今後は状況が改善するものと考えております。

〔相談対応〕

保健所、県庁薬務室及び消費生活室を窓口として、シックハウス症候群等に関する県民からの相談に対応している。

〔広報啓発〕

室内空気汚染による健康被害の予防と軽減を図るため、県のホームページに関係コーナーを開設し、関係職員も含め、県民に対する情報提供と啓発に努めている。

また、保健所の担当職員に対しては、必要に応じ「シックハウス対策研修会」を実施している。

〔公共施設の禁煙・分煙化〕

県の健康増進計画「健康ひろしま 21」において、禁煙・分煙を行う公共の場を増加させることを目標に掲げ、取組みを推進している。

〔生活保護〕

就労困難な場合の生活保護手続きについては、申請に基づき、医師の意見も踏まえた上で、適切な保護の要否判定を行っている。

〔関係機関の連携〕

土木建築部局や教育委員会など12の関係機関で構成する連絡会議を開催し、情報交換等を行っている。